

7. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号
平成8年10月25日 環境庁告示第73号
環境庁告示第74号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基

準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。

- (備考)
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10μm以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定による微小粒子状物質による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 1の環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

第2 達成期間

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

2. 大阪市アスベスト対策基本方針

平成 17 年 12 月 19 日
大阪市環境保全推進本部

I 趣 旨

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという優れた特性を持つことにより、広い用途に利用されてきたが、目に見えないくらい細かい繊維のため、空気中に飛散した繊維を長期間大量に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こし、健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

特に断熱・防音等を目的として使用されている吹付けアスベストについては、使用建築物の老朽化や解体・改修工事による飛散が懸念されている。

本市では平成元年、これらに対処するため「大阪市アスベスト対策検討委員会」を設置し、「基本方針」を策定して対策を推進してきたところであるが、平成 17 年 6 月にアスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺の住民の方が、中皮腫などのアスベストが原因とみられる疾病に罹患し、多くの方が亡くなられたことが報道されるなど、市民のアスベストに対する不安が広がっている。

このため、本市においては本年 7 月 26 日に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に当面の緊急対策に取り組むとともに、8 月 29 日には学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」を立ち上げ、環境及び健康に関する諸課題について専門的立場から検討を進め、10 月 28 日には同委員会から提言を受けたところである。

本市ではこの提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため新たに「アスベスト対策基本方針」を策定するものである。

II 対策の進め方

本市の関係部局は、市域におけるアスベストに関する諸問題について、各種法令や通知等の趣旨に従い、適切に対策を実施するとともに、さらに具体的な取り組みを進めるため、次の基本的事項について、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策を推進する。

また、市民の不安を解消するため、ホームページの活用やリーフレット等を作成し市民のニーズに密着した分かりやすい情報を提供する。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 市有施設対策 | 5 大気環境モニタリング |
| 2 民間施設対策 | 6 アスベスト製品の加工工場に対する規制指導 |
| 3 解体工事等に伴う飛散防止対策 | 7 健康対策 |
| 4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策 | 8 支援策 |

Ⅲ 対策の内容

1 市有施設対策

- (1) 露出した吹付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹付けロックウールは、原則として除去する。
- (2) 囲い込み、封じ込めを行った場合は、維持管理を確実にを行う。
- (3) アスベストを含有する、吹付けひる石、吹付けパーライト、折板裏打ち断熱材は、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、除去等を行う。
- (4) 既に囲い込み、封じ込めを行っている施設についても、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、可能な場合は除去を行う。
- (5) 飛散のおそれがあるものや不特定多数の利用場所など、状況により優先順位を設定して対策を行う。
- (6) 解体工事等に係る飛散防止対策を徹底する。

2 民間施設対策

- (1) 飛散防止対策は建物所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。
- (2) 国土交通省通知による民間建築物における吹付けアスベストに関する実態調査結果に基づく台帳整備等により継続した指導を行うほか、小規模施設についても、調査方法・体制を検討する。

3 解体工事等に伴う飛散防止対策

- (1) 建築物所有者及び施工者に飛散防止対策の重要性について周知を行うほか、関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、無届解体作業の無いよう監視指導する。(参考図 アスベスト使用建物の解体工事等に係る情報交換の流れ)
- (2) 大気汚染防止法施行令等の改正により、大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等が撤廃されること、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、新たに解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散防止が規定されたことから、これらの法令に基づき飛散防止対策の徹底を図る。

4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策

- (1) 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、排出事業者に対するアスベスト廃棄物の適正処理についての指導を行う。
- (2) 建設系の産業廃棄物を取り扱う中間処理業者等に対して、立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理についての監視指導を行う。
- (3) 今後のアスベスト廃棄物の排出や処分場確保の動向をみきわめながら、関係自治体とも連携して、中長期的かつ広域的な観点からの処分場確保に努める。

5 環境モニタリング

一般環境大気について、経年的な濃度変動を把握するとともに、当面、調査地点を増設し、濃度の変動等により柔軟に調査回数等を設定する。

また、環境濃度が1リットル当たり1本を超えた場合、その原因を調べるため、追加調査を行う。

6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導

アスベスト製品加工工場に対し、防じん対策の実施や敷地境界基準の遵守について定期的に規制・指導を行う。

7 健康対策

今日の市民の健康不安を解消するため、各区保健福祉センターにおいて健康相談や「緊急肺がん検診」を実施しているが、今後は国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実に努める。

8 支援策

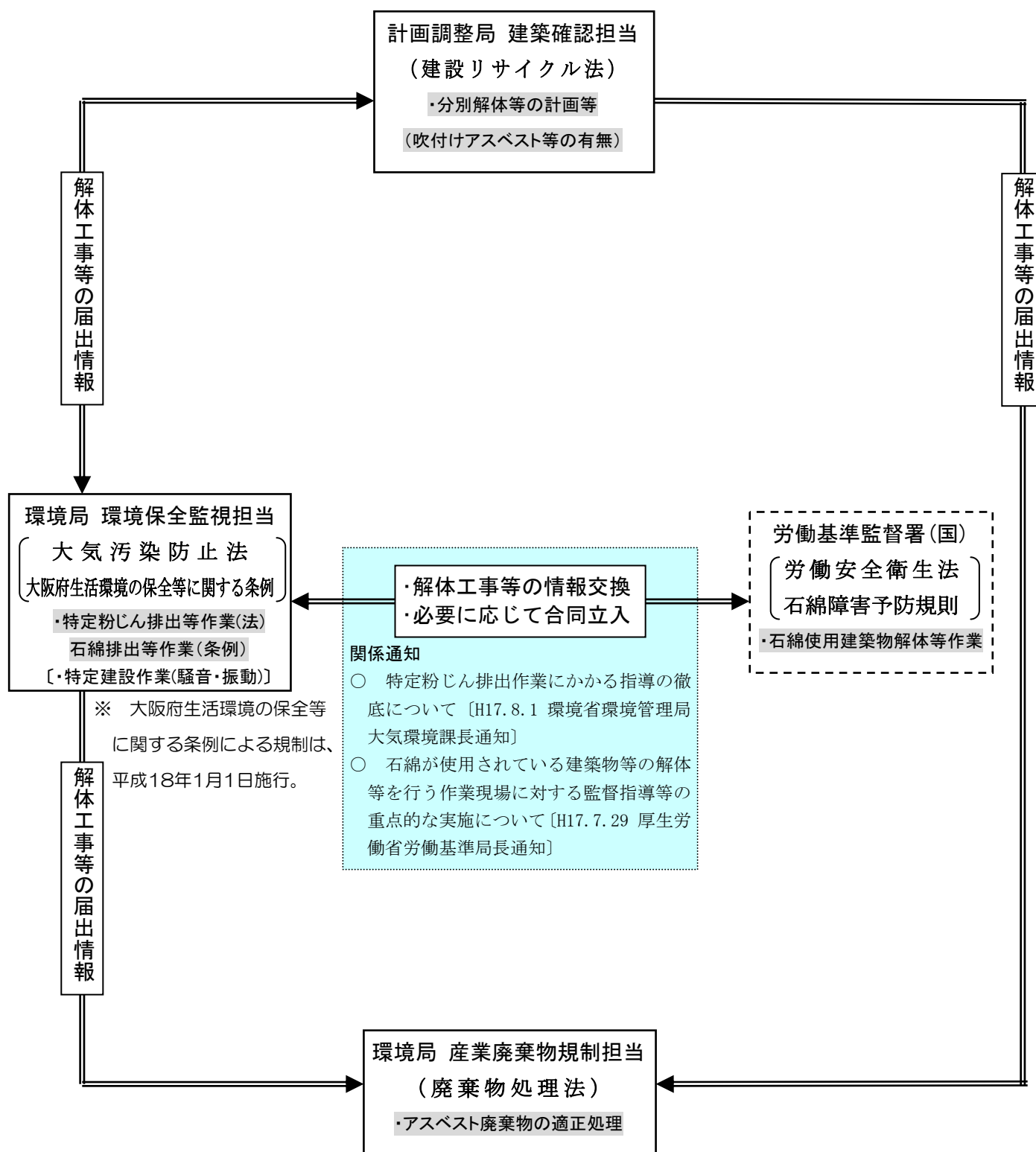
アスベストの除去等には、多額の費用を要するため、民間建築物や中小の事業者に対する公的融資等の支援策を推進する。

IV 役割分担

対策の内容	関連業務	担当部所
1 市有施設対策	・市有施設対策の進行管理	都市整備局
	・市有施設に係る改修・解体に関すること	施設管理担当部局
	・学校等に係る改修・解体に関すること	教育委員会事務局
2 民間施設対策	・民間建築物に係る相談に関すること	計画調整局
	・民間建築物に係る実態調査・指導に関すること	計画調整局
	・ビル管理法対象施設（大規模建築物）の室内環境に関すること	健康福祉局
3 解体工事等に伴う飛散防止対策		環境局
4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策		環境局
5 環境モニタリング		環境局
6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導		環境局
7 健康対策		健康福祉局 病院局
8 情報提供等	・ホームページの運用	環境局
	・各種の施策に関すること	関係局
9 支援策	・環境保全設備資金融資に関すること	環境局
10 アスベストの試料分析・環境濃度の測定に関すること		環境科学研究所
	《 アスベスト対策の全庁的な連絡調整 》	環境局

【参 考】 労働災害、職場環境等に関する事項については、各労働基準監督署が所管（担当部署は、平成21年4月の組織改変を反映済み）

アスベスト使用建築物の解体工事等に係る情報交換の流れ



無届解体工事への対応

関係各担当の情報交換によるチェックや、市民からの通報等に基づき、必要に応じて現場調査を実施し、石綿使用の有無を確認したうえで届出及び作業基準の遵守等を指導する。

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環告59号
最近改正：
平成21年11月30日 環告78号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (27項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- (注) 1. 対象水域は全公共用水域、達成期間については「直ちに達成し、維持するように努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって、基準達成と判断する。ただし、総水銀に係る評価としては注3のとおりである。
3. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。
(平成5年3月8日、環水管第21号環境庁水質保全局長通達)
4. 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
5. ふっ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川 (湖沼を除く)

① pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

項目 \ 類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全亜鉛

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌群数、油分

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌群数		1,000MPN/100mL以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出されないこと	検出されないこと		

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-3のとおりとする。
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

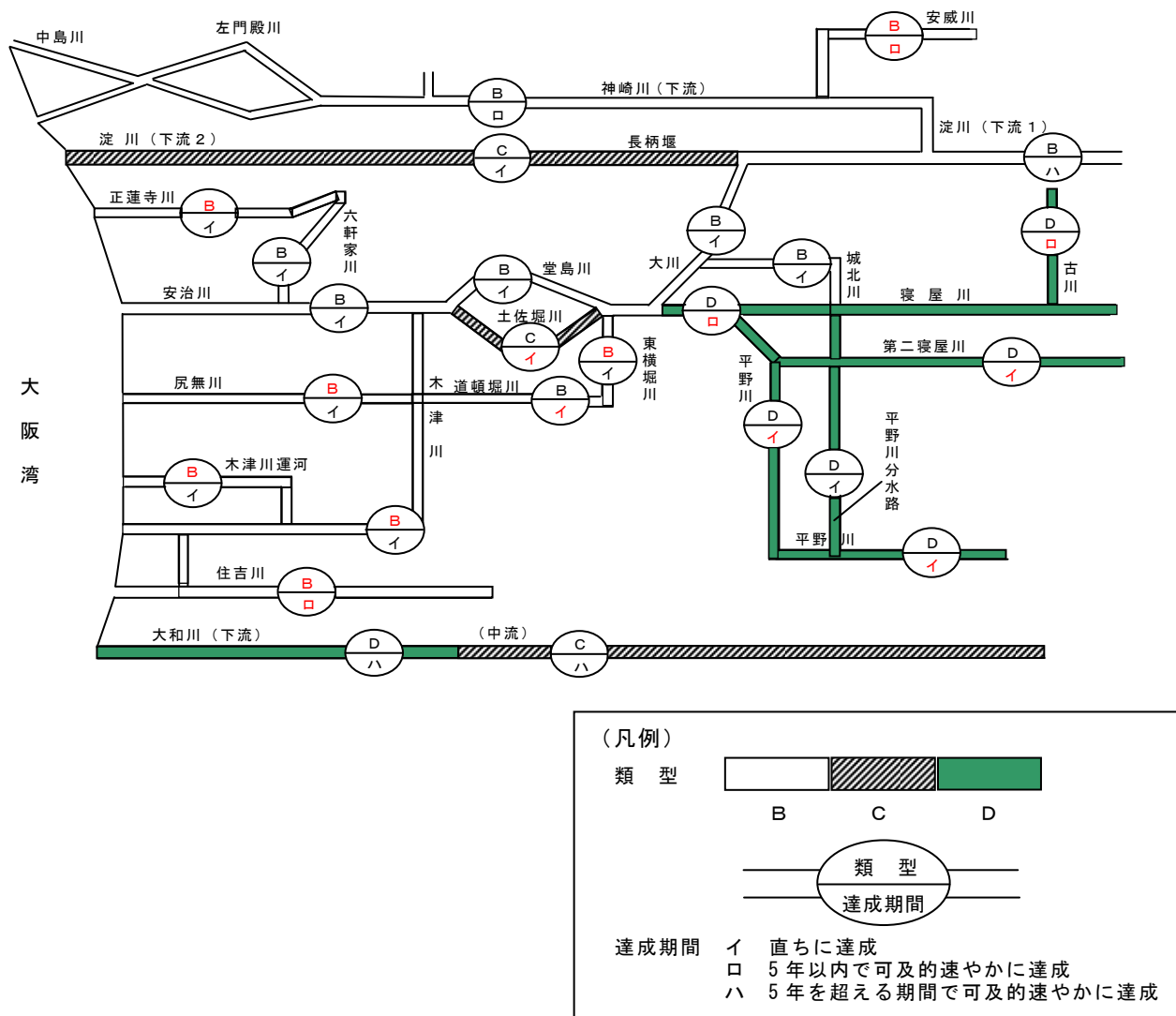
- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 5. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

③ 全亜鉛

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

図一 大阪市河川水質環境基準類型図（平成 21 年度【平成 21 年 6 月 30 日以降】）



【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

1. 類型指定

- ・淀川、神崎川(安威川含む)、寝屋川、大阪市内河川水域(東横堀川除く)、大和川:昭和 45 年9月1日付環境庁が類型指定した。
- ・第二寝屋川、平野川:昭和 50 年 10 月 8 日付大阪府公告第 1427 号により、E類型、達成期間(ハ)に指定された。
- ・古川、平野川分水路:平成4年2月 26 日付大阪府公告第 209 号により、E類型、達成期間(ハ、分水路はイ)に指定された。
- ・東横堀川:平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号によりC類型、達成期間(イ)に指定された。

2. 類型見直し

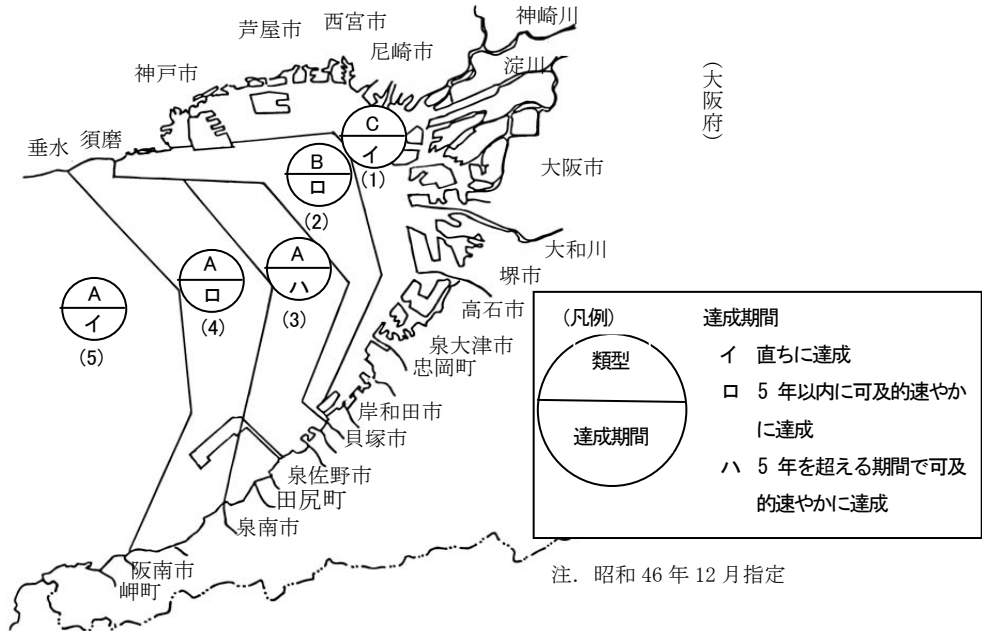
- ・神崎川:平成 13 年3月 30 日付環境省告示第 17 号により、E類型からB類型、達成期間(ロ)に改定された。
- ・安威川(新京阪橋):平成 14 年6月 18 日付大阪府公告第 112 号により、E類型からC類型、達成期間(イ)に改定された。
- ・淀川(下流2):平成 15 年3月 27 日付環境省告示第 36 号によりD類型からC類型、達成期間(イ)に改定された。
- ・寝屋川水域(寝屋川、古川、第二寝屋川):平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E類型からD類型、達成期間(ハ)に改定された。
- ・寝屋川水域(平野川分水路):平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E類型からD類型、達成期間(イ)に改定された。
- ・寝屋川水域(平野川):平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E類型からD類型、達成期間(ロ)に改定された
- ・市内河川水域(大川及び城北川、堂島川、六軒家川、安治川)
:平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C類型からB類型、達成期間(イ)に改定された。
- ・市内河川水域(道頓堀川):平成 15 年5月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C類型からB類型、達成期間(ハ)に改定された。
- ・安威川(新京阪橋):平成 21 年6月 30 日付大阪府公告第 118 号により、C類型からB類型、達成期間(ロ)に改定された。
- ・市内河川水域(正蓮寺川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川)
:平成 21 年6月 30 日付大阪府公告第 118 号により、C類型からB類型、達成期間(イ、住吉川のみロ)に改定された。

【水生生物保全環境基準の類型指定状況】

- ・大和川全域:平成 18 年6月 30 日付環境省告示第 93 号により、生物B類型、達成期間(イ)に指定された。
- ・安威川下流部(大正川合流点より下流)、市内河川水域全河川(大川、城北川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、安治川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川):平成 21 年6月 30 日付大阪府公告第 118 号により、生物B類型、達成期間(イ)に指定された。
- ・淀川全域及び神崎川(安威川、猪名川除く):平成 21 年 11 月 30 日付環境省告示第 80 号により、生物B類型、達成期間(イ)に指定された。

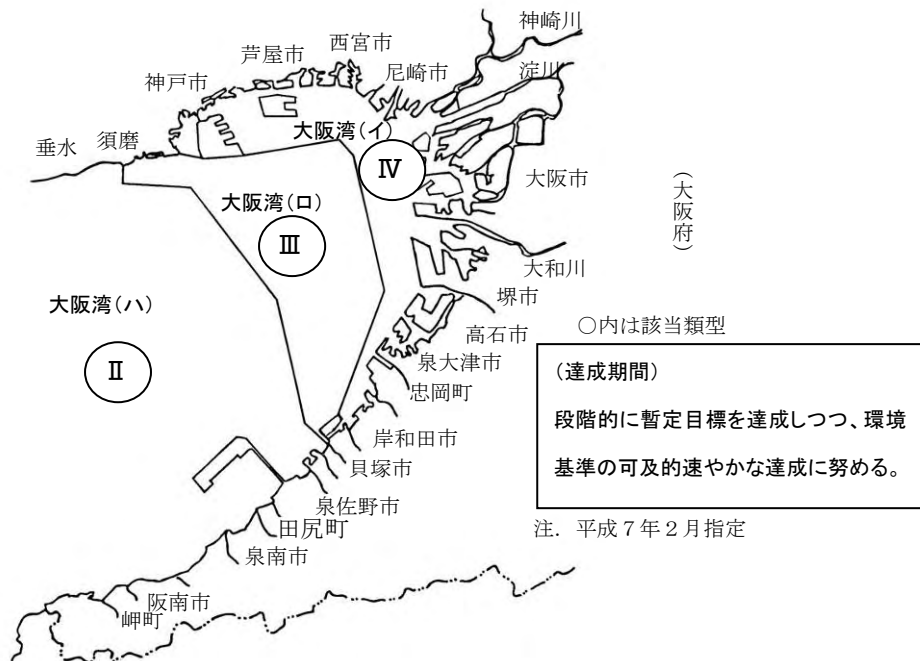
図一 2 大阪湾環境基準類型図 (COD 等)

(兵庫県)



図一 3 大阪湾環境基準類型図 (全窒素、全燐)

(兵庫県)



4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日 環境庁告示 第10号
最近改正：
平成21年11月30日 環境省告示 第79号

人の健康の保護に関する環境基準（28項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 注1. すべての地下水に適用する。達成期間については「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
また、アルキル水銀、PCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成とする。
さらに、総水銀に係る評価方法は、注3のとおりである。
3. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て 0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が 0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。
(平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達)
4. 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

5. 騒音に係る環境基準

〔平成10年9月30日環境庁告示第64号
平成11年4月1日施行
改正平成17年5月26日 環告第45号〕

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第 180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第 183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第 29号)

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

〔平成12年3月2日総理府令第15号〕
〔平成12年4月1日施行〕
(等価騒音レベル)

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。
(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成12年3月24日 大阪市告示第277号)

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してたしあわせ、1日あたりの騒音のうるさを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年7月2日大阪府公告第90号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年12月17日大阪府公告第147号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以地域

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること
を未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新 線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7~22時) については60dB (A) 以下、夜間 (22時~翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

[昭和51年10月22日総理府令第280号]
[昭和61年4月1日大阪市告示第253号]

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間	夜 間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、 第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

[騒 音]

(単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時~ 午前8時)	昼 間 (午前8時~ 午後6時)	夕 (午後6時~ 午後9時)	夜 間 (午後9時~ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部 (知事が告示し た地域)	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振 動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒 音〕

特定建設作業の種類	敷地境界 における 騒音の 大きさ	作業時刻		1日当たりの 作業時間		作 業 期 間	作 業 日
		1 号 区 域	2 号 区 域	1 号 区 域	2 号 区 域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えるものでないこと	19～7時の 時間内 でないこと	22～6時の 時間内 でないこと	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜日そ の他の休 日ではない こと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

〔振 動〕

特定建設作業の種類	敷地境界 における 騒音の 大きさ	作業時刻		1日当たりの 作業時間		作 業 期 間	作 業 日
		1 号 区 域	2 号 区 域	1 号 区 域	2 号 区 域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えるものでないこと	19～7時の 時間内 でないこと	22～6時の 時間内 でないこと	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜日そ の他の休 日ではない こと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はトラクターショベル、ショベル系掘削機械を使用する作業							

- (備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。
2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① 音響再生装置 ② 楽器 ③ 拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 1 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- 2 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- 3 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② 専らカラオケ装置を使用させて営む営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料駐車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考) (*) 第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地域区分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- ・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 規制地域 (大阪市の区域)

(2) 規制基準

① 敷地境界線における規制基準 臭気指数* 10

② 排出口における規制基準

ア 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、10以上とする。

(ア) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

Aに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

$$A \quad q_t = 60 \times 10^{0.7745} / F_{\max}$$

この式において、 q_t 及び F_{\max} はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{\max} 悪臭防止法施行規則別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、2を排出ガスの流量で除した値とする。

B Aに規定する F_{\max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(A) イに定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合

排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

(B) イに定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合

排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

(イ) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により算出される排出ガスの臭気指数

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10$$

これらの式においてI、K及びH_bは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

イ 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位 メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2(V - 1.5)D$$

この式において、H_i、H_o、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i 初期排出高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

D 排出口の口径（単位 メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

③ 排水水における規制基準 臭気指数 26

13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法2条）		指定基準（法5条）			
		<直接摂取によるリスク>		（参考）土壌環境基準（銅を除く）	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準		
四塩化炭素	（第1種特定有害物質）	揮発性有機化合物	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエタン			検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
1, 1-ジクロロエチレン			検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
シス-1, 2-ジクロロエチレン			検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
1, 3-ジクロロプロペン			検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
ジクロロメタン			検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
テトラクロロエチレン			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
1, 1, 1-トリクロロエタン			検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	
1, 1, 2-トリクロロエタン			検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン			検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	
ベンゼン			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
カドミウム及びその化合物			（第2種特定有害物質）	重金属等	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること
六価クロム化合物	土壌 1 kg につき 250mg 以下であること	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること			検液 1 L につき 0.05mg 以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1 kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと			検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壌 1 kg につき 15mg 以下であること	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること			検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること
うち アルキル水銀		検液中に検出されないこと			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること			検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下であること	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること			検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下であること	検液 1 L につき 1 mg 以下であること			検液 1 L につき 1 mg 以下であること
シマジン	（第3種特定有害物質）	農薬等	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	
チウラム			検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
チオベンカルブ			検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
P C B			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	

14. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次にあげるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ② ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

(2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量として表したものを、略称：TDI) を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・ 土壤にあつては、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1 pg-TEQ/L 以下	
底 質	150 pg-TEQ/g 以下	
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	

- ・ 大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 土壤環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壤の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排出水に関する規制 (次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定 (排出ガス、排出水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。

(6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壤の除去等の実施。

〈ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準〉

大気に係る排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	新設	既設	
		H13.1.15~H14.11.30	H14.12.1以降
鉄鋼業焼結炉 (処理能力:1t/h以上)	0.1	2	1
製鋼用電気炉 (定格容量:1,000KVA以上)	0.5	20	5
亜鉛回収施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	80	1
	2t/h以上 4t/h未満		5
	2t/h未満		10

(注1) 廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正、焼結炉については酸素濃度15%補正を行う。

(注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設	既設	
		H13.1.15 ~ H15.1.14	H15.1.15 以降
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10	— (注1)	10 (注1)
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設			
亜鉛の回収(製鋼用電気炉に係る集じん機からの亜鉛の回収に限る)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設			
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰の貯留施設			
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設			

(注1) 平成14年8月15日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年8月14日まで基準の適用を猶予。

(注2) 平成13年12月1日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成14年11月31日まで基準の適用を猶予。

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

(単位:ng-TEQ/g)

新設	既設	
	H14.11.30以前	H14.12.1以降
3	基準の適用を猶予	3

(注) 既設の施設において、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

15. P R T R法及び府条例の届出制度の概要

項目		P R T R法	府条例
届出内容		①大気への排出量、②公共用水域への排出量、③土壌への排出量、④事業所内での埋立処分量、⑤下水道への移動量、⑥事業所外への移動量（廃棄物）	
		—	⑦取扱量
対象物質		P R T R法で定める354物質	・府条例で定める37物質 ・揮発性有機化合物(VOC)※
届出事業者	業種	製造業等23業種	
	従業員数	事業者が常時使用する従業員数が21人以上	
	年間取扱量	1 t 以上 (石綿・ベンゼン等の特定化学物質については0.5 t 以上) (揮発性有機化合物は総量が1 t 以上)	

16. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用途に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの。
3. 建築物の延床面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

17. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

「要領」第28条の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 現地調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等を把握するため、次の調査を行い、その結果に基づき、騒音・大気汚染等の影響回避の措置について協議を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

3. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現地調査の結果を踏まえ、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への騒音、大気汚染等の影響回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。

- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。
- (3) 騒音については、居室内における目標値を表一に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。
- なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表一 居室内における騒音の目標値

時 間 帯		評価方法
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル

幹線道路に面する地域、鉄道路線に面する地域、別に定める航空機飛行経路の周辺地域に住宅を建設する場合、居室内において表一の目標値の確保については、特段の配慮を行うこと。

ただし、鉄道路線から概ね50m以内の地域にあっては騒音のピークレベル上位10本のパワー平均が60デシベル以下、別に定める航空機飛行経路周辺地域にあっては60WECPNL以下の目標値の確保も併せて行うこと。

4. 騒音・大気汚染等の発生源者への説明

現地調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から、騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

5. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講ずる措置

6. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設